

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸清会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定める。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程において役員の報酬とは、法人が役員に対して、理事、評議員、監事、顧問としての業務執行の対価として支払うものをいう。

(報酬の決定)

第3条 本規程に定める役員報酬は、評議員会で決定した報酬総額の限度内において評議員会で決定する。

(報酬の区分)

第4条 役員の報酬は、常勤役員については、月額報酬、賞与により構成する。非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

- 2 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬のみとし、手当等他の報酬は原則として支給しない。
- 3 管理職等の職員と役員を兼務している職員については、職員給与として支給する。この場合、理事会に出席した場合は報酬を支給しないものとする。

(常勤役員)

第5条 常勤役員は、理事長および常勤理事とする。

- 2 常勤役員には月額報酬を支給する。
- 3 常勤役員の月額報酬、賞与の額は、法人の主たる事業実施地域の監督官庁（胆振総合振興局）所在市町村長の特別職給与に準ずるものとする（別紙1の1）。

(非常勤役員及び評議員)

第6条 非常勤役員とは、顧問、非常勤理事、非常勤監事とする。評議員については非常勤とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別紙1の2による。
- 2 非常勤役員及び評議員には、理事会・評議員会・監事監査・現地指導調査・公的行事への参加・その他法人が依頼したものに対して日額で支給するものとする。但し、理事会・評議員会への参加については、参加に片道50kmを超える場合は、別途、当法人旅費規程に基づき交通費を支給する。

(報酬の支給日)

第7条 月額報酬は、毎月末日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の休日ではない日に繰り上げて支給する。

第8条 賞与は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」とい

- う。)に在職する常勤役員に対して、それぞれ6月10日及び12月10日に支給する。
- 2 各基準日における支給額は、別表1に定める賞与年額の2分の1の額とする。

(控除)

第9条 役員報酬から控除されるものは、所得税、地方税、社会保険料並びに賃金控除に関する協定書で定める範囲内とする。

(役員報酬の増減額)

第10条 役員報酬に対しては、定期昇給は行わない。但し、同一人が再任される場合は、その任期の更改期に報酬額の増減を行うことがある。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会が決定する。

(附 則)

(平成12年3月28日)

- 1 この規程は平成12年4月1日より施行する。
- 1 平成12年4月1日から適用した規程はこれを改正し、平成14年4月1日より施行する。
- 1 平成14年4月1日から適用した規程はこれを改正し、平成17年4月1日から施行する。(全面改正)
- 1 平成17年4月1日から適用した規程はこれを改正し、平成18年5月23日から施行する。(第4条)
- 1 平成18年5月23日から適用した規程はこれを改正し、平成22年11月29日から施行する。(第6条2項、第6条3項、第7条)
- 1 平成22年11月29日から適用した規程はこれを改正し、平成23年10月1日より施行する。(第4条4項、別表一)
- 1 平成23年10月1日から適用した規程はこれを改正し、平成29年4月1日より施行する。(第1条、第3条、第4条全項、第5条全項、第6条全項、第7条全項、第11条)

別紙1

1. 常勤役員

(円)

| 職名 | 報酬 上段:月額 下段:年額 | 賞与 | 報酬合計 |
|-----|----------------------|-----------|------------|
| 理事長 | 950,000 | 4.05 ヲ月分 | 15,247,500 |
| | 11,400,000 | 3,847,500 | |

2. 非常勤役員および評議員

(円)

| 職名 | 基本報酬 | 備考 |
|--------------|--------|-----------|
| 理事・評議員・監事・顧問 | 10,000 | 会議参加1回につき |